

## 宇部市水道局幹部会議等の設置及び運営に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第一号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この規程は、水道事業の運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議、決定する幹部会議その他会議の設置及び運営について必要な事項を定め、もって各課相互の連絡調整を行い、事業の適正かつ能率的執行を図ることを目的とする。

#### (設置)

第二条 前条の目的を達成するため、幹部会議及び課内会議を置く。

#### 第二章 幹部会議

#### (目的)

第三条 幹部会議は、水道事業の運営の基本方針及び重要施策に関する事項について審議することを目的とする。

#### (構成)

第四条 幹部会議は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）主宰の下に、課長職以上の者を持って構成する。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を構成員とすることができる。

3 管理者は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

#### (付議事項)

第五条 幹部会議に付議する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 水道事業の運営の基本方針に関する事項
- 二 重要施策の計画実施に関する事項
- 三 議会提出議案及び業務の状況の説明する書類に関する事項
- 四 各課相互の調整統一を必要とする事項
- 五 重要な行事に関する事項
- 六 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

#### (付議事項の実施及び報告)

第六条 幹部会議において審議決定した事項は、決定の範囲内において速やかに実施するものとする。

2 各所属長は、前項の実施結果を次回の幹部会議で報告しなければならない。

#### (開催)

第七条 幹部会議は、管理者が必要に応じ、随時開催することができる。

#### 第三章 課内会議

#### (目的)

第八条 課内会議は、水道事業の重要な事項又は課等内における所管事業に関する事項について、課等の方針を決定するとともに、課等内への連絡を行うことを目的とする。

#### (構成)

第九条 課内会議は、各課等の長主宰の下に、係長職以上の者を持つて構成する。

2 課等の長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(付議事項)

第十条 課内会議に付議する事項は、次に掲げるものとする。

一 水道事業又は課等内における施策事業その他重要な事項に関すること。

二 課等内の施策事業の進行管理に関すること。

三 幹部会議において審議又は報告された事項に関すること。

四 前各号に定めるもののほか、課等の長が必要と認める事項に関すること。

2 前項に規定する事項を審議する場合において、当該事項が他の課等に関連するときは、あらかじめ当該他の課等と協議し、及び調整を図るものとする。

(開催)

第十一条 課内会議は、課等の長が必要に応じ、随時開催することができる。

第四章 雑則

(記録管理)

第十二条 総務企画課長は、幹部会議の経過及び結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

(庶務)

第十三条 幹部会議の庶務は、総務企画課において掌理する。

2 課内会議の庶務は、課等に所属する管理担当係において掌理する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局幹部会議等の設置及び運営に関する規程の廃止)

2 宇部市上下水道局幹部会議等の設置及び運営に関する規程(平成二十六年管理規程第一号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に宇部市上下水道局幹部会議等の設置及び運営に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。